

第8章 所得支出勘定の推計

1. 所得支出勘定の流れ

所得支出勘定は生産と消費とを結ぶもので、生産の成果(付加価値)がどのように配分・再分配されたかを示す勘定体系である。同時に、制度部門別貯蓄を通じて実物面と金融面とを結ぶ役割も果たす。この勘定は、「所得の発生勘定」、「第1次所得の配分勘定」、「所得の第2次分配勘定」、「現物所得の再分配勘定」、「所得の使用勘定」から構成されている一組の勘定体系である。この流れを図示すると、図8-1のようになる。

「所得の発生勘定」と「第1次所得の配分勘定」は、第1次所得がどのように各制度部門に配分されたかを示している。ここで第1次所得とは、生産過程への参加または生産のために必要な資産の貸与の結果として、取引主体に発生する所得である。金融資産または土地を含む有形非生産資産を生産に使用するために他の取引主体へ貸し付けることによって発生する第1次所得は、財産所得と呼ばれる。

「所得の第2次分配勘定」は、制度部門ごとの第1次所得バランスが、所得・富等に課される経常税、社会負担・現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転(非生命保険(損害保険)純保険料・非生命保険金等)の「現物移転を除く経常移転」の受払いによって、どのように可処分所得に変換されるかを表す勘定である。

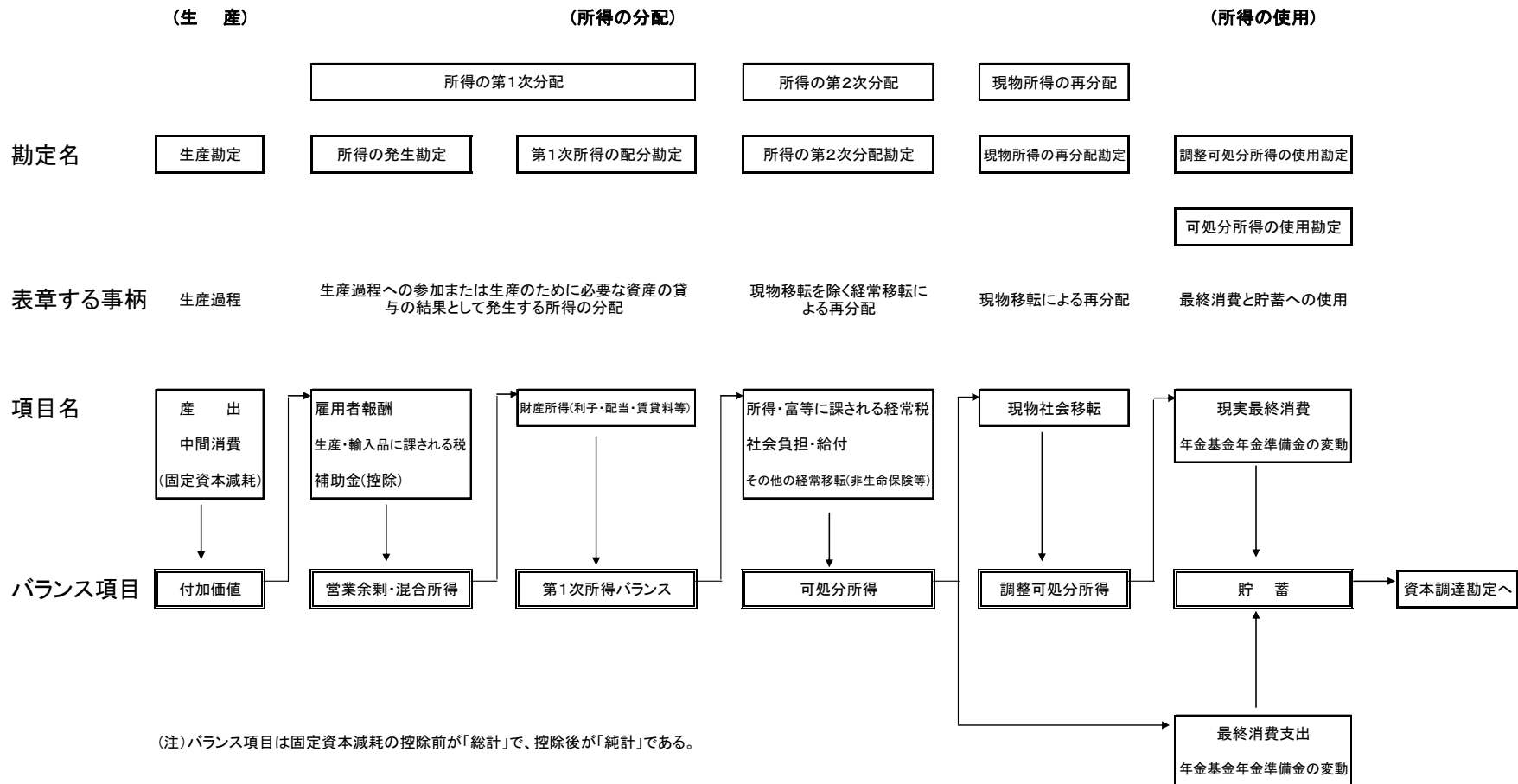
「現物所得の再分配勘定」は、可処分所得が、一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に現物移転が行われることにより、どのように調整可処分所得に変換されるかを表す勘定である。可処分所得と調整可処分所得は、一般政府・対家計民間非営利団体から家計への現物移転を調整しているか否かの相違で、一国全体としては相殺されて同値である。

「所得の使用勘定」は、このような配分・再配分の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように振り向けられたかを表す勘定である。「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」の二つがある。

これら勘定は、原則各制度部門別、四半期別に推計する。ただし、「所得の発生勘定」は一国経済全体(暦年値)のみ作成する。また、非金融法人企業及び金融機関については、民間・公的別の所得支出勘定を付表として作成する。「国民所得・国民可処分所得の分配勘定」は所得支出勘定を組替えて作成する。

このように、所得支出勘定が分割・詳細化されたことは93SNAの主要な改定の一つである。同時に、それまでの産出概念である国民総生産(Gross National Product, 通称GNP)の代わりに、所得概念である国民総所得(Gross National Income, 通称GNI)(第1次所得総計)を新たに導入した。

図 8-1 所得支出勘定の流れ



2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

(1) 雇用者報酬

下記 a, b に分け推計し、これから『国際収支統計』（財務省・日本銀行）から推計した海外へ支払われた雇用者報酬を除き、海外から受取った雇用者報酬を加え国民概念で表章する。

a. 賃金・俸給

(a) 現金給与

法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する現金給与であり、農林水産業・公務・その他の産業に分けて推計する。

i. 農林水産業

農家、農家以外の農業企業体、林家、国有林野事業、林家・国有林野事業以外の林業企業体、漁家、漁家以外の漁業企業体の別に、『農業経営統計調査』『林業経営統計調査』『漁業経営調査』（いずれも農林水産省）、『法人企業統計調査』（財務省）、『国有林野事業統計書』（林野庁）などから、例えば、農業のうち農家分については一戸あたり平均雇用労賃に農家戸数を乗じる方法で推計する。

ii. 公務

国の各会計の決算書、『地方財政統計年報』『地方公務員給与の実態』（いずれも総務省）などにより政府活動のうち産業分類が公務となるものを把握する。

iii. その他の産業

鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業について産業別、四半期別に雇用者数と一人当たり現金給与額を求め、これらに乗じて現金給与額とする。ここで雇用者数は5年毎の『国勢調査』（総務省）を基礎に、中間時点を『労働力調査』（同）の動向で補間して求め、一人当たり現金給与額は『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）による。なお『毎月勤労統計調査』の調査対象とならない運輸・通信業の船員については『船員労働統計』（国土交通省）と『業務月報』（社会保険庁）から一人当たり現金給与額、船員数を求め、それに乗じる方法で推計する。

(b) 役員給与

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当であるが、企業会計上損金処理されるもののみ記録し、利益処分による役員賞与は配当として扱う。

『国勢調査』『労働力調査』による役員数に、『毎月勤労統計調査』による常用雇

第8章 所得支出勘定の推計

用者一人当たり現金給与額と『法人企業統計調査』から求めた役員と従業員との給与格差を乗じることにより推計する。

(c) 議員歳費等

国会議員の歳費および地方議会議員の報酬であり、地方公共団体の委員手当も含む。衆参両院の決算書と『地方財政統計年報』から集計する。

(d) 現物給与

自社製品など通貨以外による給与の支払のほか、食事・通勤手当・消費物資の廉価販売等に要した費用であり、雇用者の自己負担分があればこれを除く。

農林水産業については上記現金給与の推計資料のほか、『農業経営統計調査』（農林水産省）の雇用労賃などにより、その他の産業については『就労条件総合調査』（厚生労働省）の労働費用調査結果より現金給与に対する現物給与の比率を求めて推計する。

(e) 給与住宅差額家賃

社宅・公務員住宅などに市中家賃より低廉な家賃で入居している場合、その差額を現物給与として雇用者報酬に含めることとし、5年毎の『住宅・土地統計調査』（総務省）を基礎に中間時点を『家計調査』（同）・『建築動態統計調査』（国土交通省）により補間推計する。

b. 雇主の社会負担

(a) 雇主の現実社会負担

i. 雇主の強制的現実社会負担

政府管掌健康保険のほか、組合管掌健康保険・共済組合・児童手当制度等の社会保障基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書により推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業のいわゆる雇用保険三事業分も含む）も含まれる。

ii. 雇主の自発的現実社会負担

厚生年金基金のほか、石炭鉱業年金基金・勤労者退職金共済機構・適格退職年金制度等の年金基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書により推計する。

(b) 雇主の帰属社会負担

i. 退職一時金

退職一時金支給に要した雇主の費用であるが、退職給与引当金は含めず、実際の

支給時の支給額を記録する。

民間分については『国税庁統計年報書』（国税庁）より退職所得額を、官公分については国の各会計決算書・『地方財政統計年報』・その他の政府機関の決算書により推計する。

なお、上記で得られた民間分の計数には、雇主から支払われた退職一時金のほかに、年金基金から支給された分も含まれているので、各年金基金の事業報告書等から年金基金から支給された分を推計し、控除する。

ii. 無基金雇用者社会負担

公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付など社会保障基金以外のものへの雇主負担のほかに、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主負担分も含まれる。

『就労条件総合調査』・国の決算書・『地方財政統計年報』などにより推計する。

c. 経済活動別雇用者報酬

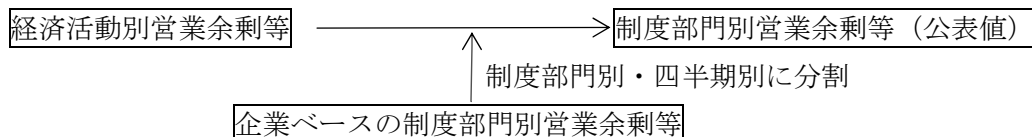
生産勘定で表章される経済活動別雇用者報酬は、上記 a～b の推計による国内概念の雇用者報酬を『毎月勤労統計調査』の各経済活動別の現金給与額に SNA「経済活動別雇用者数」を乗じたものの構成比で組み替えたものである。

(2) 営業余剰・混合所得

a. 推計の基本的な考え方

産業別国内総生産推計の一環として求められた経済活動ベースの営業余剰・混合所得（以下「営業余剰等」と略称）を、企業ベースで推計された制度部門別の計数（四半期値）で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する。なお、一般政府および対家計民間非営利団体については、概念上営業余剰等は存在しない。

以上のプロセスを図示すると次のようになる。



その方法は、経済活動ベースの営業余剰等をコントロール・トータルとし、制度部門推計値との差額を各制度部門に配分する。ただし、公的非金融法人、金融機関、家計（個人企業）のうち農林水産業および持家については、生産物接近法による推計と同じとみなし、この調整の対象からあらかじめ除外する。

なお、家計（個人企業）については、個人企業主や家族従業員への労働報酬と営業余剰とが混在しているため、「混合所得」と呼ぶ。ただし、持家については、概念上雇用者報酬が存在しないため営業余剰になる。

第8章 所得支出勘定の推計

b. 制度部門別推計

制度部門別営業余剰等は、国内概念により企業ベースで推計する。また、推計部門は非金融法人企業（民間および公的）、金融機関（同）および家計（個人企業）とし、四半期別に推計する。

各部門の推計方法は次のとおりである。

(a) 非金融法人企業の推計

民間法人企業については、『法人企業統計季報』（財務省）の営業損益を基礎資料として、四半期別・産業別に推計する。その際に、標本替えによる断層等の調整を行う。また、『法人企業統計季報』は企業会計原則に基づいた各企業の会計が集計されているため、『国際収支統計』（財務省・日本銀行）による在外支店収益の受払分を調整して国内概念への転換を図るとともに、在庫品評価調整を行い『国民経済計算』ベースの四半期別・産業別営業余剰を推計する。

公的非金融法人企業については、各決算書から推計する。

(b) 金融機関

民間金融機関分は、業界資料等から生産物接近法において推計される経済活動別の「金融・保険業」の営業余剰から、各決算書から推計する公的金融機関の営業余剰を控除して推計する。

なお、制度部門別の「金融機関」の営業余剰は、経済活動別国内総生産および要素所得の「金融・保険業」の営業余剰と「帰属利子」の負の営業余剰を合計することにより求める。

(c) 家計（個人企業）

個人企業の営業余剰等は、(a)農林水産業、(b)その他の産業、(c)持ち家の営業余剰分に分けて推計する。

i. 農林水産業

農業については、『農林業センサス』（農林水産省）、『農業構造動態調査』（同）より求めた農家戸数に、『農業経営統計調査』（同）による1戸当り農業所得を乗じる等により推計する。四半期分割は、『農業経営統計調査』の四半期別農業所得をベースに行う。

林業については、『生産林業所得統計』（農林水産省）による生産林業所得に、『木材需給報告』（同）から求めた所有山林形態別素材生産量の個人割合を乗じる等により推計する。四半期分割は、素材の出荷量と価格による四半期パターンで行う。

水産業については、『漁業動態統計調査』（農林水産省）による個人の経営体規模・

区分別の経営体数に、『漁家経営統計調査』（同）による1企業体当たり所得を乗じる等により推計する。四半期分割は、水産物の水揚量と価格による四半期パターンで行う。

農林水産業の混合所得は、これらを合算し、在庫品評価調整を一括して調整して求める。

ii. その他の産業

その他の産業は、『国勢調査』（総務省）、『労働力調査』（同）から求めた産業別業主数に、『個人企業経済調査』（同）等から求めた産業別1業主当たり営業利益を乗じる等により四半期別、産業別に推計する。なお、『個人企業経済調査』による営業利益は支払利子が控除されているので、この分を推計加算する等とともに、在庫品評価調整を行って混合所得を推計する。

iii. 持ち家の営業余剰

まず、産業別国内総生産推計の一環として求められる「住宅賃貸業」のうち持ち家分の産出額・中間投入額から持ち家分の付加価値額を求める。次に、「住宅賃貸業」の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を「住宅賃貸業」における産出額に占める持ち家分の比率により、按分する。これらを持ち家分の付加価値額から控除し、持ち家分の要素所得を求める。持ち家の雇用者報酬は概念上存在しないことから、これを持ち家の営業余剰として、家計部門に計上する。

四半期分割は、家計最終消費支出の家賃支出により行う。

(3) 生産・輸入品に課される税・補助金

第3章「付加価値法」参照

(4) 財産所得

a. 利子

(a) 非金融法人企業

i. 民間非金融法人企業

(i) 支払

『国民経済計算』の資産負債残高表における民間非金融法人企業の各負債平均残高(当該年度末と前年度末の平均残高)に適用利率を掛け合わせることにより、個別金融負債ごとの利息額を推計し、それを合計することで推計する。『法人企業統計季報』（財務省）の全産業合計の支払利息により四半期分割する。

(ii) 受取

民間非金融法人企業の受取利子は、四半期別に受取利子の国民合計値から金融機関と公的非金融法人企業、対家計民間非営利団体及び一般政府の受取利子を控除した残差を、『国民経済計算』の資産負債残高表のそれぞれの資産残高に、資産の種類

第8章 所得支出勘定の推計

ごとに推計した利率を乗じること等により推計したそれぞれの受取利子額の比率で、民間非金融法人企業、家計の間で分割することにより求める。

ii. 公的非金融法人企業

支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。四半期は四等分に割り振る。

(b) 金融機関

i. 支払

各機関別決算書から、「預金利息支払」、「借入金利子支払」、「債券利息支払」、「その他支払利子」、「信託利益」および生保・損保の「利子支払」を集計し、支払総額を推計する。四半期系列は『資金循環統計』（日本銀行）から、預金および債券の負債残高の四半期比率で分割作成する。

ii. 受取

各機関別決算書から「預け金受入利息」、「貸出金利息」、「有価証券利息配金」、「その他受入利息」および生保・損保の「利子配当支払」を集計し、このうち「有価証券利息・配当金」、「利子・配当支払」については分割・差引き受取利子相当額を推計する。四半期系列は、『資金循環統計』（日本銀行）から、貸出金、有価証券などの資産残高の四半期比率で分割作成する。

(c) 一般政府

第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」参照

(d) 家計

i. 支払

(i) 消費者負債利子

金融機関からの借入金支払利子は、各機関の決算書の借入残高に各機関別の平均貸付利率を乗じ推計する。共済組合からの借入金支払利子は、地方公務員組合等の決算報告書からの貸付残高に平均貸付利率を乗じて推計する。四半期分割は、金融機関については四半期別推計を行い、その他機関については、貸付残高の傾向等で分割する。

(ii) 個人企業

① 農林水産業

金融機関毎の決算書を用い、消費者負債利子、持ち家を除いた個人農林水産業の四半期別借入金平均残高と平均借入金利を求め、支払利子を四半期毎に推計する。

② その他産業

『資金循環統計』（日本銀行）等を用い、全体の残高を推計し、その数値より当

部門以外の残高を差引き当部門の残高の推計を行う。『金融経済統計月報』等を用い、第二地銀と信用金庫の貸出約定平均金利に、ノンバンクの企業向け貸出金利も加味して支払利率を推計し、残高と金利を乗じ、支払利息を求める。

③ 持ち家（住宅信用利息）

金融機関毎に、四半期別住宅信用平均残高を求めて住宅ローンの平均金利を乗じるか、もしくは年度の住宅信用受取利息を財務諸表や金融機関により求めた上で四半期毎の住宅残高に比例して四半期値を求める。

ii. 受取

民間非金融法人企業の受取利息推計の欄参照。

(e) 対家計民間非営利団体

i. 支払

①民間金融機関、②公的金融機関、③共済組合貸付経理に分けて個々の支払利息額の推計を行う。決算書からの該当残高の積み上げ計算により借入残高を推計し、次に『日本銀行統計』の貸出約定金利平均等を用いて借入金利を推計し、借入残高に借入金利を乗じ、支払利息推計を行う。

ii. 受取

「各種共済組合の組合員に対する貸出金利息（＝受取利息）」に加えて、当部門への預金利息額（預金残高×預金利率）、債券利息額（債券残高×債券利率）を合計する。

b. 法人企業の分配所得

(a) 配当

株式出資金配当と役員賞与を合計する。

i. 非金融法人企業

(i) 民間非金融法人企業

① 支払

『法人企業統計年報』（財務省）の配当金、役員賞与を基礎に、調査時点による法人数の調整を行う。

② 受取

受取は、株式・出資金配当を推計する。

民間非金融法人、家計の2制度部門の株式・出資金配当は、それぞれ国内分と海外からの分を推計し合計する。国内からの受取配当分は「支払総額－海外への支払＋海外からの受取－2部門以外の受取額」から導出される残差額を「資産・負債残高表」の株式残高の2部門別の比率を用いて按分する。海外からの受取配当額は「資産・負債残高表」の「直接投資残高」、「対外証券投資残高」の数値を用

第8章 所得支出勘定の推計

い按分して推計する。

(ii) 公的非金融法人企業

各決算書より積み上げ計算する。

ii. 金融機関

(i) 支払

各機関別決算書から、配当、役員賞与を集計し推計する。

(ii) 受取

各機関別決算書から「その他利子、配当」から配当受取を集計し、前述の利子に含まれていたもので分離した配当部分を加算する。

iii. 一般政府

(i) 支払は制度部門の性質上ない。

(ii) 受取

第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」参照。

iv. 家計

(i) 支払は制度部門の性質上ない。

(ii) 受取のうち株式・出資金配当は、民間非金融法人企業の受取配当推計の欄参照。
役員賞与の受取は、民間非金融法人企業と民間金融機関の役員賞与の支払を合計したものである。

v. 対家計民間非営利団体

(i) 支払は制度部門の性質上ない。

(ii) 受取は株式・出資金配当を、株式資産額に株式資本配当率（「配当状況調査（全国証券取引所協議会）」、「決算短信集計（東京証券取引所）」）を乗じることにより求める。

(b) 準法人企業¹からの引き出し

i. 公的準法人引き出し

(i) 支払は各機関別決算書から、該当項目を集計・積み上げる。

(ii) 受取は全て一般政府となる。

ii. 海外支店収益

(i) 支払（＝外国法人の在日支店収益）は『国際収支統計』（財務省・日本銀行）直

1. 居住者である制度単位により所有されているが、あたかも別個の法人企業であるかのように運営されている非法人企業で、その所有者との事実は法人とその株主との関係に類似しているもの。

接投資収益（支払）のうち配当済支店収益から推計し、(4) b (a) ii (i) で求めた支払配当額の比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

(ii) 受取（＝国内法人の在外支店収益）は『国際収支統計』（財務省・日本銀行）直接投資収益（受取）のうち配分済支店収益から推計し、株式などの資産平均残高比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

c. 海外直接投資に関する再投資収益

支払・受取とも『国際収支統計』（財務省・日本銀行）の再投資収益の数値（四半期別）を用いる。支払は『国際収支統計』（財務省・日本銀行）における直接投資残高（地域別・業種別）により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割、受取は『資金循環統計』（日本銀行）における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

d. 保険契約者に帰属する財産所得

(a) 支払について

各決算書等を用い、生命保険分(年金基金分を含む)、非生命保険分別に保険帰属収益(保険契約者の資産を投資することから生じる所得)を推計し、保険契約者配当を加算して求める。

生命保険会社の推計式の概要は以下のとおり。

$$\text{生命保険帰属収益} = \{ (\text{利息配当収入} + \text{金銭の信託運用益} + \text{その他運用収入}) - (\text{貸貸用不動産等減価償却費} + \text{その他運用費用}) \} \times (\text{準備金残高} / \text{運用資産残高}) - \text{財産運用益を源泉とする保険契約者配当}$$

生命保険分のうち年金基金分の保険帰属収益は、資産別残高(平残)に資産別のインカムゲイン利子率(平残利回り)を使用して推計した財産運用収入から運用費用を控除して求める。

非生命保険会社の基本的な推計式は以下のとおり。

$$\text{非生命保険帰属収益} = \text{利息配当収入} - \text{支払利子} - \text{保険契約者配当}$$

(b) 受取について

支払の内、生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は家計に帰属する。非生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は受取保険料、支払保険金の制度部門別実数を用い、制度部門別分割を行う。ただし、保険帰属収益のうち責任準備金(うち積立分)の運用収益については全額家計に帰属するものとする。

e. 賃貸料

(a) 非金融法人企業

第8章 所得支出勘定の推計

i. 支払

『法人土地基本調査』（国土交通省）、『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）から住宅地、商業地別に借地面積を把握し、家計の支払賃貸料の推計過程から得られる面積あたりの地代（家計が支払った住宅地の土地賃借料を借地面積で除し住宅地の面積あたり賃貸料を把握）を用いて民有地の商業地地代・住宅地地代を推計する。一般政府への支払地代は、一般政府受取分から家計の推計過程において得る家計支払分を控除して推計する。これら民有地の商業地分・住宅地分、一般政府分を合計した土地粗賃貸料から、土地税を控除し、土地純賃貸料を推計する。次に、『国際収支統計』（財務省・日本銀行）、著作権関連団体から得た特許権等使用料（特許権及び著作権使用料）を土地純賃貸料に加算し賃貸料を推計する。

ii. 受取

全部門の支払土地粗賃貸料合計を全部門の受取土地粗賃貸料合計とする。この合計より、一般政府と対家計民間非営利団体の受取額を控除し、更に土地税を控除して土地純賃貸料を推計する。これに特許権等使用料を加算し、賃貸料を求める。

(b) 金融機関

i. 支払

当所で作成した金融機関の産出額に土地・建物・機械賃貸料の中間投入比率、総賃貸料中土地賃貸料比率を乗じて推計した土地粗賃貸料から土地税を控除して推計する。

ii. 受取

受取賃貸料は、非金融法人企業に含む。

(c) 一般政府

各決算書から推計する。（第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」参照）

(d) 家計

i. 支払

『住宅・土地統計調査』（総務省）で推計した持ち家借地戸数に、『全国消費実態調査』（総務省）および『家計調査』（総務省）から求めた一世帯当たり地代を乗じて住宅の借地分地代とその他産業地代を推計する。これに、更に、『田畑価格および小作料調』（日本不動産研究所）、『農業構造動態調査報告書』（農林水産省）から求めた田畑小作料を加えて推計した総額の土地粗賃貸料から、土地税を控除し、支払土地純賃貸料を推計する。

ii. 受取

支払と同様の資料を用いて推計した受取分の土地純賃貸料に、特許権等使用料を加算する。

(e) 対家計民間非営利団体

i. 支払

『民間非営利団体実態調査報告』（内閣府経済社会総合研究所）の「対家計サービスの消費支出計」の「地代」から推計する。

ii. 受取

『法人土地基本調査』（国土交通省）、『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）、『住宅・土地統計調査』（総務省）から求めた面積、戸数に、家計の支払賃貸料の推計過程から得られる面積あたりの地代を用いて土地粗賃貸料を推計する。これから土地税を控除する。

3. 所得の第 2 次分配勘定の推計

(1) 所得・富等に課される経常税

従来の直接税であり、「所得に課される税」と「その他の経常税」とからなる。具体的内容は以下のとおりである。

・所得に課される税の内訳

中央政府	所得税、法人税、日本銀行納付金
地方政府	道府県民税・市町村民税（所得割、法人割、利子割）

・その他の経常税の内訳

中央政府	自動車重量税の 1/2
地方政府	道府県民税・市町村民税（法人均等割、個人均等割）、狩猟者登録税、入猟税、自動車税の 1/2、自動車取得税の 1/2、軽自動車税の 1/2

(注) 自動車重量税、自動車税、自動車取得税および軽自動車税については、家計負担分は「所得・富等に課される経常税」、それ以外の負担分は「生産および輸入品に課される税」となるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分している。

(2) 社会負担

a. 現実社会負担

(a) 強制的社会負担

社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行なう社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものを指す。

第8章 所得支出勘定の推計

わが国においては、社会保険制度にあたる社会保障基金及び年金基金のうち、民間基金である年金基金に対しては強制的な負担は生じないため、強制的社会負担は、一般政府（社会保障基金）へのみ発生することとなる。

雇主の強制的現実社会負担、雇用者の強制的社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。雇用者の強制的社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書・事業報告書を使用して推計することとなる。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業のいわゆる雇用保険三事業分も含む）も含まれる。

(b) 自発的社会負担

自発的社会負担とは、社会保険制度に対して行なう社会負担のうち、民間基金である年金基金へ雇主（及び雇用者）が自発的に行なう負担である。

強制的社会負担と同様に、雇主の自発的現実社会負担・雇用者の自発的社会負担からなり、雇主から年金基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金に対して支払ったものとする。雇用者の自発的社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金に対して支払うものである。

各年金基金別に財務諸表等の報告書を使用して推計することになる。

b. 帰属社会負担

帰属社会負担とは、社会負担のうち雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行なう負担である。その性質上全額雇主負担となる。

推計方法は本章「2.（1）雇用者報酬」の項参照。

(3) 現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等がある。

b. 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額である。各基金別に財務諸表等から給付額を推計する。

c. 無基金雇用者社会給付

退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府および対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付公債、原爆医療費、遺族等年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。

(4) その他の経常移転

その他の経常移転とは、所得の第2次分配勘定で扱う経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「社会負担および現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。その他の経常移転は a. 非生命保険取引、b. 一般政府内の経常移転、c. 経常国際協力、d. 他に分類されない経常移転（その他の経常移転、罰金）に分類される。

a. 非生命保険取引

非生命保険取引は、68SNA の損害保険取引であり、非生命保険金、非生命純保険料は第2次分配勘定に計上される。

(a) 非生命保険金

損害保険会社の民間損害保険および自賠償再保険などの公的保険について、各機関の決算書等の資料から機関別、保険種類別に「正味支払保険金＋支払備金純増額」の算式で年度ベースの保険金を推計し、火災保険は物件別支払保険金割合、自動車・自賠償保険については車種別支払保険金の割合、その他の保険については各種保険の性格によって各制度部門に分割する。四半期値については、家計以外の各制度部門は四等分して四半期値とする。家計については純保険料の各制度部門合計（四半期値）から家計以外の保険金制度部門計（四半期値）を除いた値とする。

(b) 非生命保険純保険料

上記で推計した年度ベースの保険金を物件別車種別収入保険料の割合で各制度部門に分割する。四半期値については、家計は『家計調査』（総務省）の火災保険、損害保険支出の四半期傾向値で分割し、それ以外の制度部門については四等分して四半期値とする。

第8章 所得支出勘定の推計

b. 一般政府内の経常移転

一般政府の内訳部門である中央政府、地方政府および社会保障基金相互間の経常的移転である。主な項目の例を以下に掲げる。

- ① 中央政府から地方政府 地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等
- ② 中央政府から社会保障基金 厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入等
- ③ 地方政府から中央政府 補助費等（国に対するもの）

c. 経常国際協力

経常国際協力は、異なる政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転からなる。

これについては、『国際収支統計』（財務省・日本銀行）にある経常移転収支の無償資金協力、国際機関分担金等の項目からその受払いを推計している。

d. 他に分類されない経常移転

(a) その他の経常移転

その他の経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送・贈与金等、他で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれる。

i. 寄付金

寄付金は、非金融法人企業および金融機関の支払と、対家計民間非営利団体の受取を推計する。基本的には、『税務統計からみた法人企業の実態』（国税庁）の寄付金額をもとに、対家計民間非営利団体向けの比率と経常移転の比率を乗じて推計する。

ii. 負担金

『家計調査』（総務省）により負担金と信仰費を推計し、これを家計から対家計民間非営利団体への移転とする。

iii. 家計間の仕送・贈与金

家計間の移転として『家計調査』等により仕送金と贈与金を推計し、受払に同額を計上する。

(b) 罰金

全ての制度主体が一般政府に対して支払う罰金と科料である。具体的には、中央政府の過料、没収金、延滞金などの目、地方政府の延滞金、加算金及び科料等が該当する。

4. 現物所得の再分配勘定の推計

(1) 現物社会移転

一般政府および対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供されるもので、払戻による社会保障給付、その他の現物社会保障給付、個別的な非市場財・サービスの移転からなる。通常は一般政府、対家計民間非営利団体の最終消費支出として記録されるが、現実最終消費概念の導入によりそれらの最終消費支出のうち個別消費支出にあたるものが現物社会移転として家計側に記録されることとなる。一般政府からの移転としては医療に対する政府の支出分、戦傷病者等無賃乗車船負担金、教科書購入費等があり、それぞれ政府の決算書・事業報告書より推計される。

対家計民間非営利団体については慣行上、集合消費支出は存在せず、すべて個別消費支出に類別される。

なお、概念上、社会扶助にも現物社会移転はあるものと想定されるが、基礎資料の制約からすべてを現金による給付に含めることとしている。

5. 所得の使用勘定

(1) 最終消費支出と現実最終消費

93SNA においては、従来の最終消費支出概念を補足するため、家計及び政府の現実消費概念が導入された。これは「費用負担」と「便宜享受」の2つの異なる観点から消費を捉えようというものである。従前の最終消費支出が、その制度部門が実際に支出した負担額としての消費支出であるのに対し、新しい概念である現実最終消費は、その制度部門が実際に享受した便益の額としての消費を意味することとなる。

a. 家計の現実最終消費

家計の現実最終消費は当該費用の最終負担者が政府、対家計非営利団体あるいは家計自身であるかに関係なく家計に現実に供給される財貨・サービスをカバーするものであり、以下の算式で表される。

$$\text{家計最終消費支出} + \text{政府・対家計非営利団体の個別消費支出}$$

b. 政府の現実最終消費

政府の最終消費支出は、個別の家計への便益である「個別消費支出」と社会全体への便益である「集合消費支出」とに区分され、そのうち集合消費支出が政府の現実最終消費となる。個別消費支出と集合消費支出の区分は目的別分類を基準に行う。

第8章 所得支出勘定の推計

c. 対家計民間非営利団体の現実最終消費

対家計非営利団体の最終消費支出のうち「集合消費支出」となるものは概念上想定されるが、現在の日本では大規模な具体例はない。したがって、全てを「個別消費支出」とみなすこととし、対家計民間非営利団体の現実最終消費は存在しない。

図8-2 最終消費支出と現実最終消費

家計の最終消費支出	対家計民間非営利団体の最終消費支出	一般政府の最終消費支出	
		個別消費支出	集合消費支出
家計の現実最終消費			一般政府の現実最終消費

(2) 年金基金年金準備金の変動

「雇主の自発的現実社会負担」と「雇用者の自発的社会負担」を合計し、「年金基金による社会給付」を控除する。